

訪問看護サービスのご案内（重要事項説明書）

在宅診療所まつえ訪問看護

1 訪問看護のお申込からサービス開始まで 介護保険利用の場合 ケアプラン作成依頼

訪問看護は看護師が家庭に訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。

主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので安心して在宅療養が続けられます。

2 訪問看護サービスの内容

- ・ 病状・障害の観察・健康管理
- ・ 療養・看護・介護方法のアドバイス
- ・ 食事ケア、水分、栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症や精神疾病の方の看護
- ・ 家族などの介護者の支援
- ・ 褥瘡や創傷の処置
- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ 保健・福祉サービスなどの活用支援

3 営業日時の案内

- 営業日：月曜日から土曜日まで
- 休日：日曜、祝祭日
- 営業時間：午前 9 時から午後 5 時まで

4 ご利用料金など

	介護保険による訪問看護	医療保険（老人健康・健康保険）による訪問看護	保険外サービス
訪問看護を利用できる方	介護保険の被保険者で要介護状態等の認定を受けて主治医が訪問看護の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ① 介護保険の対象でない方 ② 介護保険の利用対象者のうち厚生労働大臣が定めた疾病や状態の方（がん末期、急性増悪期など）	有料での訪問看護を希望される方
利用料金	・ 30 分未満 399 円 ・ 30 分以上 1 時間未満 574 円 ・ 1 時間半まで 844 円 ・ 夜間、早朝利用金 1.25 倍 ・ 深夜料金 1.5 倍 ・ 緊急時訪問看護加算 315 円／月 ※訪問予定日外の緊急の依頼による訪問の場合。	老人保健 月額上限まで（自己負担限度額） 健康保険 該当保険の自己負担割合分（24 時間連絡加算体制加算や重症者加算、情報提供療養費、ターミナルケア加算療養費も同意を得られた場合合算します。）	個人契約となります

	<p>・特別管理加算 250 円／月 500 円／月 ※別に厚生労働大臣が定める 状態にある方。</p> <p>・初回加算 300 円／月 ※過去 2 ヶ月間、訪問看護(医 療・介護)の提供利用ない方。</p>		
交通費など	松江市、安来市、斐川町等 (診療所から半径 16 km) 以外の地域は実費	その他オムツ等日常生活物品等実費	交通費その 他実費相当 額

※ 各種保険の他、公費負担医療制度もお取り扱いします。

5 ご利用にあたってのお願い

- 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容
に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- やむを得ず訪問時間の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお
願いします。

6 苦情のご相談は

- 担当窓口 Tel 0852-67-6780
- 担当者 (相談員) 西村典子
- 相談時間 9 時～10 時 16 時～17 時

7 在宅診療所まつえ訪問看護従事者

(看護師) 原麻千子 古川恭子 目次朋子

8 在宅診療所まつえ訪問看護の沿革

平成 30 年介護保険法の居宅サービス事業者のみなし指定事業者となる。

9 営業地域

松江市及び安来市、出雲市の一帯等、診療所より半径 16 km 以内

10 事業者概要

事業者	在宅診療所まつえ 訪問看護
代表者	坂口 泰子
指定番号	3210114751
事業所の住所 連絡先	島根県松江市嫁島町 88 番地 1 営業時間内 Tel 0852-67-6780 夜間・休日 Tel 0852-67-6780 に電話 (20 秒後に転送されます)